

にっしんヤングフェスタ2026実行委員会会則

（名称及び事務所）

第1条 この会は、にっしんヤングフェスタ2026実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称し、事務局を日進市教育委員会学び支援課に置く。

（目的）

第2条 実行委員会は、にっしんヤングフェスタ2026（以下「ヤングフェスタ」）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、ヤングフェスタの企画・運営・広報・その他開催に必要なことを行う。

（組織）

第4条 実行委員会は、ヤングフェスタの出演団体に所属する委員をもって構成する。委員は各出演団体より1～2名選出するものとする。

（役員）

第5条 実行委員会は、次の役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 1名

2 委員長は実行委員会の中から互選により選出する。

3 副委員長は委員長が指名する。

（委員の職務）

第6条 委員長は、会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等のあるときはその職務を代理する。

3 その他委員は、会議に出席し、第3条の事業に参加する。ただし、委員以外の代理出席可とする。

（任期）

第7条 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

（会議）

第8条 実行委員会の会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって開会し、出席した委員の過半数をもって決する。

（会議の招集及び運営）

第9条 実行委員会の会議は、事務局が招集し、会議の議長は委員長が務める。

2 会議の議事その他会議の運営に関して必要な事項は、会議で定める。

（事業年度）

第10条 実行委員会の事業年度は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（事務局）

第11条 事務局の職員は、にっしんマस्पロ市民会館(日進市民会館)の職員をもって充てる。